

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（女川原子力発電所 保安規定）【3】
2. 日時：令和4年8月2日 13時30分～17時15分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

齋藤安全規制調整官、宮本管理官補佐、義崎管理官補佐、皆川主任安全審査官、岩崎安全審査官、小野安全審査官、伊藤原子力規制専門員

実用炉監視部門

水野企画調査官、久光上級原子炉解析専門官、志賀主任監視指導官

事業者：

東北電力株式会社

原子力本部 原子力部 副部長 他6名

原子力本部 原子力部 副長 他7名※

東京電力ホールディングス株式会社

原子力運営管理部 保安管理グループ チームリーダー 他1名※

中部電力株式会社

原子力部 総括・品質保証グループ 専任副長 他2名※

北陸電力株式会社

原子力部 原子力発電運営チーム 統括 他2名※

中国電力株式会社

電源事業本部 原子力運営グループ マネージャー 他4名※

日本原子力発電株式会社

東海第二発電所 運営管理グループ 課長 他1名※

電源開発株式会社

原子力技術部 原子力計画室（建設管理） 課長代理 他1名※

北海道電力株式会社

原子力事業統括部 原子力運営グループ グループリーダー 他2名※

5. 要旨

(1) 東北電力株式会社から、女川原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の内容について、令和4年7月20日及び8月2日の提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【原子炉施設保安規定変更に係る説明資料（66条先行BWRプラントとの比較

表)】

- LCO 発生時の要求される措置について、LCO 判断者と要求される措置の実施者との関係を整理し、先行審査プラントとの差異理由とともに説明すること。
- 低圧代替注水系（可搬型）に係る LCO 発生時の要求される措置 A2 の「同等な機能を持つ SA 設備」について、直流駆動低圧注水系ポンプが含まれていない考え方を説明すること。
- 直流駆動低圧注水系ポンプの LCO が適用される原子炉の状態について、「保安規定変更に係る基本方針（BWR）について」における考え方を踏まえて整理し説明すること。
- 全交流動力電源喪失（TBP）の概要及びその際のプラント状態について説明するとともに、当該プラント状態における低圧注水系（RHR、LPCS）及び低圧代替注水系（MUWC、直流駆動低圧注水系ポンプ、可搬型等）の待機状態及び要求される措置の関係について説明すること。
- 可搬型窒素ガス供給装置に係る LCO 発生時の確認事項について、遠隔手動弁操作設備を用いた弁の確認の要否について整理し説明すること。

(3) 東北電力株式会社から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

なお、本ヒアリングについては、事業者から一部対面での開催の希望があったため、「まん延防止等重点措置の解除を踏まえた原子力規制委員会の対応」（令和 4 年 3 月 23 日 第 73 回原子力規制委員会 配布資料 2）を踏まえ、一部対面で実施した。

6. その他

提出資料：

- ・ 東北電力女川原子力発電所新規制基準保安規定審査スケジュール（案）
- ・ 女川原子力発電所 2 号炉 原子炉施設保安規定変更に係る説明資料（6 6 条 先行 BWR プラントとの比較表）【66-4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11 抜粋】